

証券コード 4896
2024年3月8日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目7番7号
株式会社ケイファーマ
代表取締役社長 福 島 弘 明

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第7回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kpharma.co.jp/ir/meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂9丁目7番1号
東京ミッドタウン・カンファレンス(ミッドタウン・タワー4階)
Room7
3. 目的事項
報告事項 第7期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 資本金の額の減少並びに剰余金処分の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を作成するに際し、監査対象とした書類の一部であります。

・事業報告のうち以下の事項

「事業の経過及び成果」、「対処すべき課題」、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「会社の体制及び方針」

・計算書類

・監査報告書

## 議決権行使のご案内

### 株主総会にご出席されない場合



#### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2024年3月27日（水曜日）午後5時必着



#### ■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2024年3月27日（水曜日）午後5時まで

### 株主総会にご出席される場合



#### ■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2024年3月28日（木曜日）午前10時

## QRコードを読み取る方法

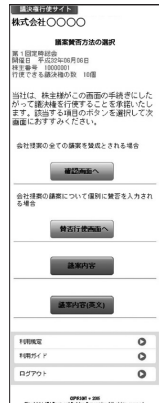
議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォン等で議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### ●ご注意事項

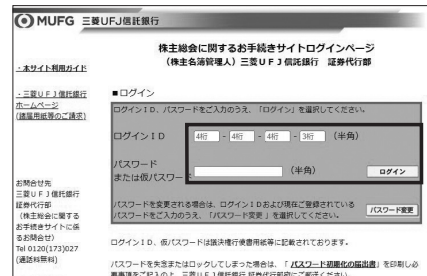
インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。  
書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。  
議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 資本金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少と剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1). 減少する資本金の額

2023年12月31日現在の資本金の額854,087,200円のうち、754,087,200円を減少して、100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

##### (2). 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月31日

#### 2. 剰余金の処分の内容

上記の資本金の額の減少の効力が生じることを条件として、会社法第452条の規定に基づき、2023年12月31日時点の繰越利益剰余金の欠損金の額に相当する額を以て、次のとおり欠損填補に充当いたします。

##### (1). 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 752,656,188円

##### (2). 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 752,656,188円

以 上

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は51,457千円であり、主に研究に使用する建物附属設備並びに工具、器具及び備品になります。

当事業年度中に購入した主要設備

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 慶應義塾大学 総合医科学研究棟 内装工事 | 16,700千円 |
| ラット・マウス用脊髄損傷作製装置     | 6,610千円  |

### (2) 資金調達の状況

2023年10月17日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,508百万円の資金調達を行っております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

| 氏名     | 地位及び担当  | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|--------|---------|---------------------------------------------|
| 福島弘明   | 代表取締役社長 |                                             |
| 松本真佐人  | 取締役     | CFO                                         |
| 岡野栄之   | 取締役     | CSO、慶應義塾大学 医学部生理学教室教授                       |
| 中村雅也   | 取締役     | CTO、慶應義塾大学 副医学部長、医学部整形外科学教室教授               |
| 八田圭子   | 取締役     | 有限会社八光 代表取締役<br>株式会社寺岡製作所 社外取締役             |
| 豊川峻輔   | 常勤監査役   |                                             |
| 西田恭隆   | 監査役     | 西田恭隆公認会計士事務所 所長                             |
| 五十畑亜紀子 | 監査役     | 東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士<br>NECネットエスアイ株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 八田圭子氏は、社外取締役であります。  
 2. 豊川峻輔氏、西田恭隆氏および五十畑亜紀子氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役西田恭隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 五十畑亜紀子氏は、弁護士として企業法務に精通しております。  
 5. 2023年6月26日をもって、取締役阿部剛士氏は、任期満了により退任しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、原則として年俸制とし、役員規程に基づき、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の地位、職責、在籍年数、同業他社における水準、当社の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、取締役会により決定しております。

監査役の報酬等は、原則として年俸制とし、監査役監査基準に基づき、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2022年3月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は200,000千円以内、監査役の金銭報酬の額は50,000千円以内とし、これには使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年8月22日開催の臨時株主総会において、取締役の株式報酬の額を年額38,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 54,800<br>(3,600)  | 54,800<br>(3,600)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>(14,400) | 14,400<br>(14,400) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |

(注) 期中に退任した取締役1名は無報酬であったことから、対象となる役員の員数に含まれておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room 7

※ミッドタウン・イーストの東京ミッドタウン・ホールとは異なりますのでご注意ください

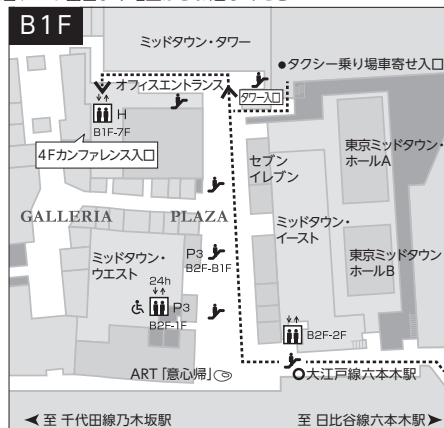
電話 03-3475-3103（平日9:00～18:00）



**地下鉄をご利用の場合** 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください





# 第7回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ●事業報告

- 会社の現況に関する事項
  - 事業の経過及び成果
  - 対処すべき課題
  - 財産及び損益の状況の推移
  - 主要な事業内容
  - 主要な営業所及び工場
  - 従業員の状況
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 会社の体制及び方針

## ●計算書類

## ●監査報告書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社ケイファーマ

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、長引くロシア・ウクライナ問題に加え、中東並びに中国・台湾においても地政学リスクが顕在化すると共に、エネルギー価格の高止まり、各国の金融引き締めに伴う景気の減速見通し、不安定な為替相場および中国経済の減速懸念等が重なり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は慶應義塾大学医学部発ベンチャー企業として、iPS細胞を活用した創薬事業（以下「iPS創薬事業」という）、iPS細胞を活用した再生医療事業（以下「再生医療事業」という）の研究・開発とその収益化を推進し、2023年3月1日にアルフレッサ ファーマ株式会社との間で、日本市場を対象とした「ロピニロール塩酸塩を活用したALS（※1）治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を締結すると共に、ALS治療薬の海外市場やALSに関する開発パイプライン以外の開発パイプラインにおいても国内外の製薬会社等のパートナーとの提携に向けた事業開発活動を鋭意進めております。

研究開発活動につきましては、iPS創薬事業では6つの開発パイプラインの研究を行っており、その内のALSに関する開発パイプラインでは、一刻も早く患者様に治療薬を届けるために、アルフレッサ ファーマ株式会社と共に検証的治験(第Ⅲ相試験)に向けて準備を進めております。

なお、ロピニロール塩酸塩がALSの病態に有効であることはiPS細胞を用いる方法により見出されておりますが、これはiPS細胞創薬によって、既存薬以上の臨床的疾患進行抑制効果をもたらさる薬剤の同定に世界で初めて成功した事例であり、iPS細胞等幹細胞を用いた研究に関する著明な国際科学雑誌である「Cell Stem Cell 誌 (Cell Press)」に、2023年6月2日（日本時間）に掲載されております。

また、難聴に関する開発パイプラインにおいては、学校法人北里研究所との共同研究を2023年6月に開始し、前頭側頭型認知症に関する開発パイプラインにおいては、最終的に絞り込んだ1化合物について必要なデータの取得にも目途がつき、2023年11月2日に特許出願を行う等の成果が出ており、iPS創薬事業のその他の開発パイプラインにおいても、ハンチントン病に関する開発パイプラインで最終的な化合物の絞り込みを完了する等、今後の治験に向けた取り組みを進めております。

再生医療事業では5つの開発パイプラインの研究を行っておりますが、その内の亜急性期脊髄損傷に関する開発パイプラインでは、2023年2月に慶應義塾大学信濃町キャンパス内

総合医科学研究棟に「ケイファーマ・慶應 脊髄再生ラボ」を開室し、2021年6月に開始した慶應義塾大学による医師主導臨床研究の解析結果が判明した後、速やかに当社による企業治験を始められるよう当事業年度PCT出願済の移植用神経前駆細胞への新たな分化誘導法に基づく大量培養法の確立やGMP対応試薬への切替、製品規格の元となるデータの取得等、治験薬製造に向けた検討を進めると共に臨床用iPS細胞の製品製造における医薬品受託製造事業会社（CDMO）の選定も並行し、臨床用iPS細胞の選定後、遅滞なく製造に移行できるよう準備を進めております。

亜急性期脊髄損傷以外の開発パイプラインに関しても、慢性期脊髄損傷に関する開発パイプラインにおいて、外部有識者とのアドバイザー契約を2023年6月に締結し、慢性期脳梗塞、慢性期脳出血および慢性期外傷性脳損傷に関する開発パイプラインにおいても独立行政法人国立病院機構大阪医療センターとの共同研究を2023年8月に開始しており、再生医療の実現に向け、研究および開発を進めております。

この結果、当事業年度におきましては、売上高1,000,000千円（前年同期は－千円）、売上総利益を910,000千円（前年同期は－千円）計上したものの、研究開発費を255,417千円（前年同期は163,971千円）計上した結果、営業利益は366,057千円（前年同期は353,772千円の営業損失）、経常利益は344,184千円（前年同期は359,233千円の経常損失）、当期純利益260,330千円（前年同期は392,427千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### ※ 1 ALS：筋萎縮性側索硬化症(Amyotrophic Lateral Sclerosis)

日本国内では1974年に特定疾患に認定された指定難病であり、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種であり、極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡し、治癒のための有効な治療法は現在確立されておられません。

## (2) 対処すべき課題

当社は、主に難治性の神経疾患に対して、iPS創薬事業と再生医療事業をハイブリッドで事業展開しており、一刻も早く患者様の元に有効な治療法を届けるために研究開発を推進しております。

このような中、当社が優先的に対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

### ①研究開発の推進

iPS創薬事業におきましては、難治性の神経疾患の一つであるALSに対するロピニロール塩酸塩の第Ⅲ相試験（多数の患者様に対する安全性および有効性の検証を行う試験）を適切に実施することにより、患者様へ安全で有効な治療薬を届けることができるようにしてまいります。

その他の開発パイプラインに関しても自社による独自の研究開発は勿論のこと、他の製薬会社等との共同研究開発や事業提携等も視野に入れ、研究開発の推進を行ってまいります。

また、再生医療事業におきましては、亜急性期脊髄損傷の医師主導の臨床研究が行われており、当該研究の完了後に当社が企業治験を行う予定にしていることから、大量培養法の確立やGMP対応試薬への切替、製品規格の元となるデータの取得等、治験薬製造に向けた検討を進めると共に臨床用iPS細胞の製品製造における医薬品受託製造事業会社（CDMO）の選定も並行し、臨床用iPS細胞の選定後、遅滞なく製造に移行できるよう研究開発の推進を行ってまいります。

### ②優秀な人財の確保

当社が行っているiPS創薬事業、再生医療事業における研究開発は、最先端の基礎研究が基になっており、非常に高度な専門性が要求されております。

さらに国内外の製薬会社やバイオ企業との開発競争の激化が予想される中で、より一層の研究開発の加速や他社との差別化が求められることから、採用活動の推進や適切な人事考課の実施等を行うことにより、優秀な人財の継続的な確保に努めてまいります。

### ③法令遵守等の推進

当社では、iPS創薬事業、再生医療事業という医薬品等の研究・開発・製造・販売を行うことを目的とした事業を行っておりますが、当社の属する業界は、監督官庁による規制、法令遵守および知的財産権の管理に関してグローバルな視点で対応することが重要となっております。

このような状況を踏まえ、当社では、法令遵守や社会的責任を果たすために「内部統制の基本方針」を定めており、社内管理体制およびリスク・コンプライアンスの管理体制の強化を継続して行ってまいります。

#### ④医薬品等の研究開発における不確実性の払拭

当社では、iPS創薬事業、再生医療事業という医薬品等の研究・開発・製造・販売を行うことを目的とした事業を行っておりますが、一般的に多額の研究開発費用と長い時間を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、継続的に営業損失を計上する傾向があります。

当社は、当事業年度において営業利益を計上したものの、前事業年度以前の継続的な営業損失の計上および将来の収益獲得の不確実性を考慮いたしますと、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると認識しておりますが、当事業年度の収益計上および市場からの資金調達により十分な運転資金の確保ができていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

しかしながら、当社はまだ安定的な収益基盤や資金基盤が確立されているわけではなく、業績は不安定に推移する可能性があり、適切なタイミングおよび条件で資金調達できる保証はないことから、複数の開発パイプラインのライセンスアウトを推進するとともに、直接金融および間接金融による幅広い資金調達手段の確保等の推進を図ることで、当社事業の継続に関する不確実性の払拭に努めてまいります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第4期(注)<br>(2020年12月期) | 第5期<br>(2021年12月期) | 第6期<br>(2022年12月期) | (当期)第7期<br>(2023年12月期) |
|---------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高                     | —千円                   | —千円                | —千円                | 1,000,000千円            |
| 経常利益又は経常損失(△)             | △269,562千円            | △220,892千円         | △359,233千円         | 344,184千円              |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | △271,219千円            | △228,718千円         | △392,427千円         | 260,330千円              |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | △38.75 円              | △30.09 円           | △42.06 円           | 25.42 円                |
| 総 資 産                     | 56,983千円              | 205,767千円          | 1,374,566千円        | 3,313,902千円            |
| 純 資 産                     | 8,009千円               | 178,891千円          | 1,336,263千円        | 3,104,768千円            |
| 1株当たり純資産額                 | △84.54 円              | △107.03 円          | △122.77 円          | 267.55 円               |

(注) 1. 第4期は決算期変更により2019年11月1日から2020年12月31日までの14カ月間となっております。

2. 当社は2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

#### (4) 主要な事業内容

当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

#### (5) 主要な営業所及び工場

| 名 称               | 所 在 地   |
|-------------------|---------|
| 本社                | 東京都港区   |
| 湘南アイパーク ケイファーマ・ラボ | 神奈川県藤沢市 |
| ケイファーマ・慶應 脊髄再生ラボ  | 東京都新宿区  |

(注)2023年2月に東京都新宿区にある慶應義塾大学信濃町キャンパス内総合医科学研究棟に「ケイファーマ・慶應 脊髄再生ラボ」を開設しております。

#### (6) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 15 名    | +1 名   |

## 2. 会社の株式に関する事項

|              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,604,600株 |
| (3) 株主数      | 2,559名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                    | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|--------------------------|-----------|----------|
| 福 島 弘 明                  | 2,436,000 | 20.99    |
| SBI Ventures Two株式会社     | 1,726,500 | 14.87    |
| 岡 野 栄 之                  | 1,282,000 | 11.04    |
| 中 村 雅 也                  | 1,282,000 | 11.04    |
| 大和日台バイオベンチャー2号投資事業有限責任組合 | 1,143,000 | 9.84     |
| テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合 | 715,000   | 6.16     |
| SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合 | 650,000   | 5.60     |
| かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合    | 641,000   | 5.52     |
| アルフレッサホールディングス株式会社       | 315,700   | 2.72     |
| KII 2号投資事業有限責任組合         | 142,000   | 1.22     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年6月1日付でA種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として、当該A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式1株につき普通株式1株を交付したことにより普通株式が4,879株増加しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の全てについて、2023年6月9日開催の取締役会決議により消却しております。
- ② 2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。この結果、普通株式が9,869,121株増加しております。
- ③ 2023年10月17日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2023年10月16日を払込期日とする公募増資による新株の発行により、1,680,000株増加しております。
- ④ 2023年11月15日を払込期日とする第三者割当による新株の発行により、45,600株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行対価として交付された新株予約権等の状況

2022年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき70円
- ③ 新株予約権の行使条件

(a) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(b) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場し、かつ、上場後2年経過することを条件とする。

(c) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(d) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 新株予約権の行使期間 2024年8月23日～2032年8月22日

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

- ⑤ 当社役員の保有状況

|                | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------|---------|---------------|------|
| 取締役(社外取締役を除く。) | 550個    | 普通株式 550,000株 | 1名   |

(注) 2023年8月6日付で行った普通株式1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 責任限定契約の内容の概要

取締役阿部剛士氏、取締役八田圭子氏、監査役豊川峻輔氏、監査役西田恭隆氏および監査役五十畑亜紀子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第28条第2項および第39条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

##### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、免責金額が設定されております。

##### (3) 社外役員に関する事項

###### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 社外取締役を退任した阿部剛士は、伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社の取締役副社長であります。伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社は、当社の株式を保有しているテクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員となります。

当社と伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社との間には特別な関係はございません。

② 社外取締役八田圭子氏は、有限会社八光の代表取締役および株式会社寺岡製作所の社外取締役であります。

当社は有限会社八光および株式会社寺岡製作所のどちらとも特別な関係はございません。

③ 社外監査役西田恭隆氏は、西田恭隆公認会計士事務所の所長であります。当社と西田恭隆公認会計士事務所の間には特別な関係はございません。

- ④ 社外監査役五十畑亜紀子氏は、東京八丁堀法律事務所のパートナー弁護士およびNEC ネットエスアイ株式会社の社外監査役であります。

当社は東京八丁堀法律事務所およびNEC ネットエスアイ株式会社のどちらとも特別な関係はございません。

- ⑤ 当社は、2023年6月に任期満了で退任した阿部剛士氏を除いた社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### □. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 取締役会への出席状況         | 監査役会への出席状況         | 主な活動状況                                                                                 |
|-----|---------|--------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 阿部 剛士   | 7/7回<br>(100.0%)   | —                  | 2023年6月26日付で退任するまでに開催された取締役会全てに出席し、経営者として培った経営全般に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 八田 圭子   | 15/15回<br>(100.0%) | —                  | 財務・会計およびその他の幅広い業務に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。                                |
| 監査役 | 豊川 峻輔   | 15/15回<br>(100.0%) | 20/20回<br>(100.0%) | 上場製薬会社在职時に培った幅広い知識、経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。                                        |
| 監査役 | 西田 恭隆   | 15/15回<br>(100.0%) | 20/20回<br>(100.0%) | 公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、専門家としての見地から議案審議につき必要な発言を行っております。                      |
| 監査役 | 五十畑 亜紀子 | 15/15回<br>(100.0%) | 20/20回<br>(100.0%) | 弁護士として経験、見識が豊富であり、企業法務の専門家としての見地から議案審議につき必要な発言を行っております。                                |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支 払 額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠並びに監査体制等を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務の対価として2,000千円を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念として、「医療イノベーションを実現し、医療分野での社会貢献を果たします」を掲げており、投資家保護と株式価値向上のために、経営の透明性をより高め、コーポレート・ガバナンスを確立することが不可欠であることから、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である「内部統制の基本方針」を以下のとおり定めております。

- I. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社はコンプライアンス（法令遵守）を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、各種法令に準拠した事業運営を徹底する。
  - ii. 当社のリスク・コンプライアンスに関する基本方針や取組みを担うリスク・コンプライアンス委員会が、重大なコンプライアンス管理上の問題となるべき事案の審議および付議を行うことで、コンプライアンスを徹底する。
  - iii. 当社は、当社全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとする。また、その他に決裁権限規程に従って決裁区分を明確に運用する。
  - iv. 内部監査責任者は当社の法令および定款の遵守体制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正・改善の必要性があるときは速やかにその対策を講ずる。
  - v. 当社の役員および従業員からの当社内における法令等違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定めて、外部通報窓口および内部通報窓口を設置して、通報体制を整備・運用を行う。
  - vi. 取締役会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとする。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i. 取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役等が閲覧可能な状態にて管理するものとする。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとする。
  - ii. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、適正な情報管理を行う。

- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. 当社は「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が当社のリスク管理の状況をモニタリングする。
  - ii. 当社は組織目標の達成を阻害する要因または損益に影響を与える組織内外の要因を分析し、予防策と低減策を準備して発生時の対応と被害最小化に努める。また火災や地震などの災害等に対しても、安全に事業を推進できる活動を推進し、事業継続に努める。
  - iii. コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士、顧問弁理士をはじめとする外部専門家等と協力するものとする。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。
  - ii. 業務運営に関しては、社内規程に基づき任命された取締役が指示し、各部門の管理者が中心となって「予算管理規程」に従って、中期経営計画および年度（短期）経営計画を策定し、取締役会にて決議の上、各部門はその目標達成に向け具体的施策を立案実行する。
  - iii. 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに取締役会における予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとする。
  - iv. 取締役会の決定に基づく業務執行については、本部制を採用して各本部長を置くことで責任を明確化し、本部長の指揮・命令下で各部門が迅速に実行する。それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細については、社内規程に定める。
- V. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - i. 当社は監査役からの要求により、状況に応じて、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
  - ii. 上記の従業員は、監査役以外のいずれの取締役・従業員からの指揮命令を受けず、不当な干渉に対して拒絶しても何ら不利益を受けないことを保証する。
- VI. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - i. 当社の取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、事業および内部統制の状況等を報告する。

- ii. 当社の取締役および従業員は、当社の経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
  - iii. 当社は、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
  - iv. 当社は、内部通報制度のもと、当社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適時適切な報告運営体制を確保する。
- VII. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用について予め予算に計上し、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。また、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
- VIII. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- i. 代表取締役は監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう定期的に意見交換を行う機会を確保する。
  - ii. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況およびコンプライアンス違反の発見状況を把握するため、必要に応じて、各種会議体に出席するとともに、主要な決裁のための書類その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。
  - iii. 監査役は内部監査責任者から内部監査の状況および結果について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
  - iv. 監査役は当社の監査を担当する監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- IX. 反社会的勢力排除のための体制
- i. 当社は、反社会的勢力・団体が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える可能性のある組織であるという認識を持ち、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとし、また適切な対応を取るために、必要に応じて、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を行う。
  - ii. 当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、全ての役員および従業員が反社会的勢力排除のための体制の確立を徹底する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### I. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、重大なコンプライアンス管理上の問題となるべき事項の有無の確認を含めた審議をしているだけでなく、内部監査や内部通報制度を適切に運用しております。

### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社で取り扱う情報は、規程に則り適正に管理されております。

### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、コンプライアンスに関するビジネスリスク等に対し、顧問弁護士等の外部専門家等と協力し、対応方針を検討しております。

### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、月1回の定例の取締役会を開催するだけでなく、必要に応じて臨時で取締役会を開催しており、重要事項の決定が適時に行われるようにしております。

### V. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役から補助の要求を受けた従業員はおりません。

### VI. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、取締役および従業員は、監査役へ事業および内部統制の状況等の報告を適時に実施しております。

また、これによる不利益を受けることがないよう保証しております。

### VII. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、予算策定時に監査役からの求めに応じ、必要経費を予算計上しております。

#### Ⅷ. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社では、監査役会が、代表取締役をはじめ各取締役および監査法人と定期的な意見交換を実施し、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役は取締役会や主要な会議への参加、重要な文書の閲覧を実施すること等で、監査の実効性を確保しております。

#### Ⅸ. 反社会的勢力排除のための体制

当社では、取引開始前に取引先の反社会性等の検証を実施することを徹底しており、継続取引先に関しても定期的に検証を実施しております。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しておりますが、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考えており、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に伴い必要となる研究開発資金として投入していくこととしております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

また、当社は毎年6月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当をできる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,308,968</b> | <b>流動負債</b>     | <b>178,480</b>   |
| 現金及び預金          | 3,266,408        | 買掛金             | 11,794           |
| 原材料及び貯蔵品        | 10,794           | 未払費用            | 30,116           |
| 前払費用            | 31,374           | 未払金             | 7,271            |
| その他             | 391              | 未払法人税等          | 69,583           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,934</b>     | その他             | 59,714           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,934</b>     | <b>固定負債</b>     | <b>30,654</b>    |
| 保証金             | 4,934            | 資産除去債務          | 30,654           |
|                 |                  | <b>負債合計</b>     | <b>209,134</b>   |
|                 |                  | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>     | <b>3,104,768</b> |
|                 |                  | 資本金             | 854,087          |
|                 |                  | 資本剰余金           | 3,003,337        |
|                 |                  | 資本準備金           | 2,028,637        |
|                 |                  | その他資本剰余金        | 974,700          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>△752,656</b>  |
|                 |                  | その他利益剰余金        | △752,656         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △752,656         |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,104,768</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,313,902</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,313,902</b> |

# 損 益 計 算 書

(2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           | 1,000,000 |
| 売 上 原 価               |           | 90,000    |
| 売 上 総 利 益             |           | 910,000   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 543,942   |
| 営 業 利 益               |           | 366,057   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 16        |           |
| 受 取 手 数 料             | 50        | 66        |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 株 式 交 付 費             | 11,849    |           |
| 株 式 公 開 費 用           | 10,000    |           |
| そ の 他                 | 90        | 21,939    |
| 経 常 利 益               |           | 344,184   |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 減 損 損 失               | ※1 43,107 | 43,107    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 301,076   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 40,746    | 40,746    |
| 当 期 純 利 益             |           | 260,330   |

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |           |          |           |
|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金     |          |           |
|         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高   | 100,000 | 1,274,550 | 974,700  | 2,249,250 |
| 当期変動額   |         |           |          |           |
| 新株の発行   | 754,087 | 754,087   |          | 754,087   |
| 当期純利益   |         |           |          |           |
| 当期変動額合計 | 754,087 | 754,087   | -        | 754,087   |
| 当期末残高   | 854,087 | 2,028,637 | 974,700  | 3,003,337 |

(単位：千円)

|         | 株主資本       |            |           | 純資産合計     |
|---------|------------|------------|-----------|-----------|
|         | 利益剰余金      |            | 株主資本合計    |           |
|         | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |           |           |
|         | 繰越利益剰余金    |            |           |           |
| 当期首残高   | △1,012,986 | △1,012,986 | 1,336,263 | 1,336,263 |
| 当期変動額   |            |            |           |           |
| 新株の発行   |            |            | 1,508,174 | 1,508,174 |
| 当期純利益   | 260,330    | 260,330    | 260,330   | 260,330   |
| 当期変動額合計 | 260,330    | 260,330    | 1,768,504 | 1,768,504 |
| 当期末残高   | △752,656   | △752,656   | 3,104,768 | 3,104,768 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 契約一時金

当社の顧客との契約条項に基づき、当該契約の締結時に契約一時金を受領いたします。

当該契約が、ライセンス契約であれば、契約締結時点で開発パイプラインの独占的な製造・販売権等に関するライセンスが供与され、且つ顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社が行う予定はないことから、顧客はその時点で存在する知的財産の全てを使用することが可能になり、その便益を享受できることとなります。

よって、契約締結時点において、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (2) マイルストーン収入

当社の顧客との契約条項に基づき、当該契約において設定された個別の各目標の達成状況に応じてマイルストーン収入を受領いたします。当該契約の契約条項に基づき、事後の収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で、顧客が当該マイルストーンまでの成果に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、マイルストーン収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

### (3) ロイヤリティ収入

開発パイプラインの上市後、販売の一部からライセンスのロイヤリティ収入を受領いたします。当社の顧客との契約条項に基づき、顧客の基礎となる売上が発生し、その売上にに基づくロイヤリティの金額が確定した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、ロイヤリティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等

支出時に全額費用として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準適用指針の適用による計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損損失

#### (1) 減損損失を認識した資産の概要

| 場所           | 用途          | 種類        | 金額(千円) |
|--------------|-------------|-----------|--------|
| 本社(東京都港区)    | 共用資産        | 工具、器具及び備品 | 447    |
| 研究所(神奈川県藤沢市) | 事業用資産(再生医療) | 工具、器具及び備品 | 8,277  |
| 研究所(東京都新宿区)  | 事業用資産(再生医療) | 建物附属設備    | 34,382 |
| 合計           |             |           | 43,107 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の事業は、医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントとなっておりますが、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としての開発パイプライン等を基礎として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

尚、本社を含むより大きな単位の回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。

#### (3) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、ライセンス契約等に基づく売上の計上時期や計上金額が含まれております。

#### (4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については見積りの不確実性を伴うことから、上記の主要な仮定について見直しが必要となった場合、翌期以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 棚卸資産の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          | 当事業年度    |
|----------|----------|
| 原材料及び貯蔵品 | 10,794千円 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原材料及び貯蔵品は、研究開発に用いる試薬品や備品等であり、取得価額をもって貸借対照表価額とすると共に収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(3)主要な仮定

当社の保有する原材料及び貯蔵品は消耗品であり、一定期間で費消されることを前提としていることから、消費期限超過または保管期間の経過に応じて取得原価に一定の掛け率を乗じ、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

(4)翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については将来の不確実な研究結果の影響を受ける可能性があり、実際の研究結果が想定していた見積りと異なった場合には、一定の事項に該当する原材料及び貯蔵品については収益性の低下の判断を見直す場合があり、損失が発生する可能性があります。

#### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 136,042千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

## 損益計算書に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所           | 用途          | 種類        | 金額(千円) |
|--------------|-------------|-----------|--------|
| 本社(東京都港区)    | 共用資産        | 工具、器具及び備品 | 447    |
| 研究所(神奈川県藤沢市) | 事業用資産(再生医療) | 工具、器具及び備品 | 8,277  |
| 研究所(東京都新宿区)  | 事業用資産(再生医療) | 建物附属設備    | 34,382 |
| 合計           |             |           | 43,107 |

当社の事業は、医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントとなっておりますが、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としての開発パイプライン等を基礎として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社を含むより大きな単位の回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。



## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類  | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式   | 5,000              | 11,599,600         | —                  | 11,604,600        |
| A種優先株式 | 1,999              | —                  | 1,999              | —                 |
| B種優先株式 | 666                | —                  | 666                | —                 |
| C種優先株式 | 2,214              | —                  | 2,214              | —                 |
| 合計     | 9,879              | 11,599,600         | 4,879              | 11,604,600        |

#### (変動事由の概要)

1. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年6月1日付でA種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として、当該A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式1株につき普通株式1株を交付したことにより普通株式が4,879株増加しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の全てについて、2023年6月9日開催の取締役会決議により消却しております。
2. 2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。この結果、普通株式が9,869,121株増加しております。
3. 2023年10月17日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2023年10月16日を払込期日とする公募増資による新株の発行により、1,680,000株増加しております。
4. 2023年11月15日を払込期日とする第三者割当による新株の発行により、45,600株増加しております。

### 自己株式に関する事項

| 株式の種類  | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| A種優先株式 | —                  | 1,999              | 1,999              | —                 |
| B種優先株式 | —                  | 666                | 666                | —                 |
| C種優先株式 | —                  | 2,214              | 2,214              | —                 |
| 合計     | —                  | 4,879              | 4,879              | —                 |

#### (変動事由の概要)

A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の自己株式数の増加は、当該株式の取得請求権行使に伴うものであり、自己株式数の減少は、当該取得した自己株式を消却したことによるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 繰延税金資産                |             |
| 未払事業税                 | 11,029千円    |
| 未払事業所税                | 184 //      |
| 減損損失                  | 19,818 //   |
| 減価償却超過額               | 1,938 //    |
| 資産除去債務                | 9,386 //    |
| 税務上の繰越欠損金             | 318,395 //  |
| 繰延税金資産小計              | 360,753千円   |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △318,395 // |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △42,357 //  |
| 評価性引当額小計              | △360,753千円  |
| 繰延税金資産合計              | —千円         |

## 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、必要な資金は主に第三者割当および公募等による増資により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

保証金は、本社の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

買掛金、未払費用および未払金は、1年以内の支払期日であります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、保証金について、契約締結前に契約先の信用状況および対象物件の権利関係等の確認を行うとともに、契約先毎に残高管理を行っております。

##### ②市場リスクの管理

当社は資金運用を預金等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

|     | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----|------------------|------------|------------|
| 保証金 | 4,934            | 4,902      | △31        |
| 資産計 | 4,934            | 4,902      | △31        |

(\*)「現金及び預金」、「買掛金」、「未払費用」および「未払金」は、現金であること又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 3,266,408    | —                   | —                    | —            |
| 保証金    | —            | —                   | 4,934                | —            |
| 合計     | 3,266,408    | —                   | 4,934                | —            |

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分  | 時価 (千円) |       |      |       |
|-----|---------|-------|------|-------|
|     | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 保証金 | －       | 4,902 | －    | 4,902 |
| 資産計 | －       | 4,902 | －    | 4,902 |

(\*)保証金の時価は、償還予定時期および償還予定金額を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| 契約一時金         | 500,000   |
| マイルストーン収入     | 500,000   |
| ロイヤリティ収入      | －         |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,000,000 |
| その他の収益        | －         |
| 外部顧客への売上高     | 1,000,000 |

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 267円55銭

1株当たり当期純利益 25円42銭

(注) 当社は2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社ケイファーマ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 阿部 博

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐藤太基

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケイファーマの2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第7期監査役監査方針・計画、監査役の業務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第7期監査役監査方針・計画、監査役の業務分担等に従い、取締役、内部監査責任者及び担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社ケイファーマ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 豊川 峻輔 ㊟

監査役（社外監査役） 西田 恭隆 ㊟

監査役（社外監査役） 五十畑 亜紀子 ㊟

以上